

～～情報管理料金改定のお知らせ～～

(財)自動車リサイクル促進センターでは、自動車リサイクル法に基づく情報処理システムの運営にあたり、効率化による費用の削減に努めてきたところです。

しかしながら、情報処理システムの運営には、適正なシステム保守の実施、関係各方面からのお問い合わせ等への対応等で想定以上の費用が必要となっており、これを費用削減の努力のみでは十分に吸収できない状況となっております。このため、情報管理料金を平成18年4月1日より100円引き上げることで、経済産業大臣・環境大臣の認可を得ました。

今後も更なる効率化に努めるとともに、引き続き万全の運営をしていきます。御理解のほどよろしくお願い致します。

- 改定日 平成18年4月1日(土)
※詳しくは裏面をご確認ください。
- 改定金額 改定後：230円 (現行：130円)

【リサイクル券】

【A券】預託証明書(リサイクル券)

リサイクル券番号	0043-4567-8901	シュレッダーダスト料金	¥00,000
車台番号	RA1-123456789	エアバッグ類料金	¥0,000
車名	日本	フロン類料金	¥0,000
		情報管理料金	¥000
		預託金額合計	¥00,000

【B券】使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号(移動報告番号)	0043-4567-8901	引取日	年 月 日
車台番号	RA1-123456789	氏名・名称	
車名	日本	登録番号	
預託金額	¥00,000(消費税込み)	氏名・名称	印
		事業所名称	
		所在地	
		TEL	

【C券】資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0043-4567-8901	受領金額	¥000
車台番号	RA1-123456789	(消費税込み)	
車名	日本		

【D券】料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	0043-4567-8901	支払金額合計	¥00,000
車台番号	RA1-123456789	シュレッダーダスト料金	¥00,000
車名	日本	エアバッグ類料金	¥0,000
		フロン類料金	¥0,000
		情報管理料金	¥000
		資金管理料金	¥000

230円に改定されます。

《料金表示欄》

シュレッダーダスト料金	¥6,400
エアバッグ類料金	¥2,500
フロン類料金	¥2,100
情報管理料金	¥230
資金管理料金	※1 ¥480
預託金額合計	※2 ¥11,710

※1 新車時預託については380円。

※2 上記料金は、平成17年の預託金額の平均。

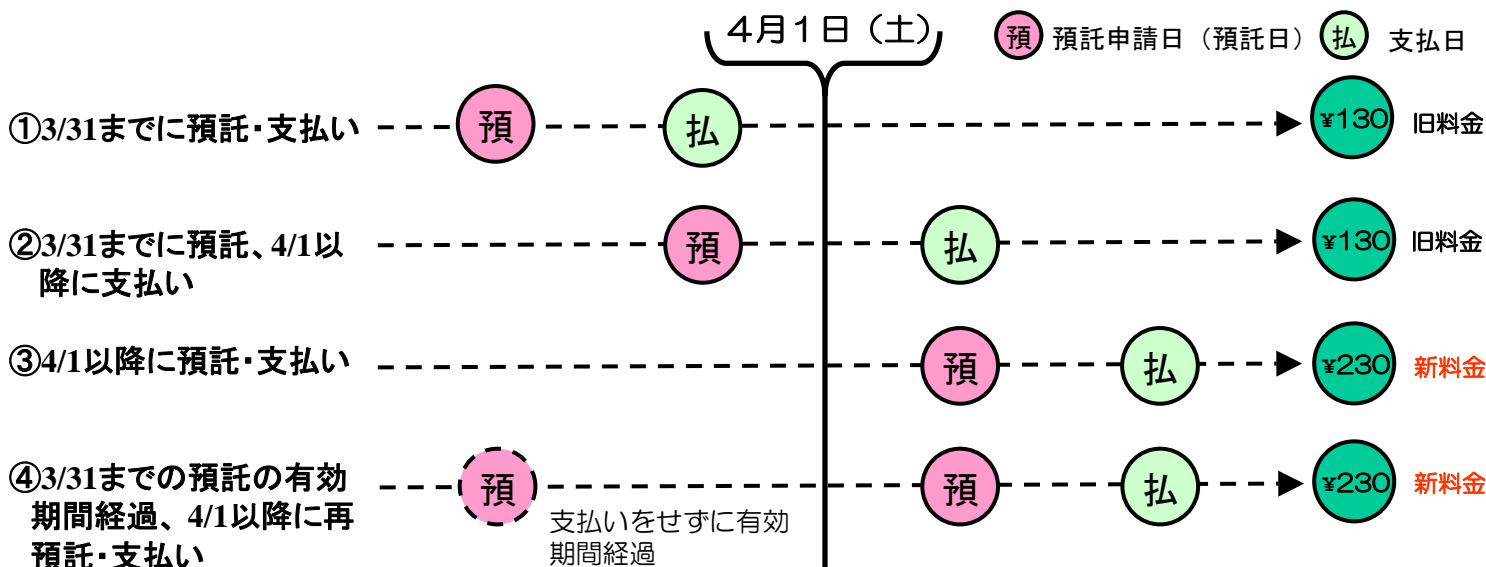
自動車リサイクルシステムコンタクトセンター

TEL:03-5673-7396 平日 / 8:30~20:00
土日・祝日 / 9:00~18:00

この資料は<http://www.jars.gr.jp/>からダウンロードできます。

Q1. 新料金へ改定されるタイミングは、具体的にいつの時点で切り替わりますか？例えば、パソコンによる預託申請で金融機関口座引落での支払いを利用する場合、新料金が適用されるのはいつの時点の預託申請からとなりますか？

A1. 預託申請日（預託日）が4月1日以降のリサイクル料金の預託について、新料金が適用されません。金融機関口座引落を利用して支払われる場合、3月31日までにパソコン上で預託申請されていれば、支払いが4月1日以降であっても、旧料金が適用されます。



【預託方法別預託申請のタイミング】

預託方法別にそれぞれ以下の実務を行った時点が預託申請日となります。

<p>1) 継続検査・中古新規登録の預託 2) 引取時の預託</p>	<p>【パソコンを使った預託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン上の画面（預託申請確認）で「申請」ボタンを押した時点となります。 <p>【車検場の専用端末機を使った預託】 ……1)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検場専用端末機でリサイクル券を発券した時点となります。 	
<p>3) 新車購入時の預託</p>	<p>【自動車ディーラー経由の預託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自動車ディーラーにおいて販売した車両情報を各自動車メーカーを経由してリサイクルシステムで預託情報を受信した時点となります。 ※詳細は購入した自動車ディーラー等にお問合せください。 <p>【並行輸入車の預託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン上の画面（預託申請確認）で「申請」ボタンを押した時点となります。 ・一般の郵送を利用する場合、料金設定を行う当センターに再資源化預託金等預託申請書並びに添付書類が、3月31日午後3時までに到着した分までを旧料金とし、以降は新料金の適用となります。 ※送付される必要書類に不備がある場合は、期限内の処理が不可能となります。 	

Q2. 4月1日以降に「預託済中古車」を売買する際の考慮事項はありますか？

A2. 預託済中古車の売買等については、その車両の本体価格に加え預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払うこととなりますが、情報管理料金が旧料金で預託されている車両については、値上げ分を追加で徴収する必要はありません。中古車を売買する際は、リサイクル券に記載されております料金額を確認するようにしてください。